

世界は カラフル

性の多様性と人権



世界は カラフル

性の多様性と人権

はじめに 1

性って何だろう

「セクシュアリティ」とは何か 2

「LGBT」とは 5

「性」を考えることは「生」を考えること

性のあり方はいろいろ 8

性の多様性を見つめて 10

読んでくださった大人たちへ 13

コラム

聞いたことある？「DSDs(Differences of Sex Development)」 4

SOGI(ソジ)/SOGIE(ソジー)ってなあに？ー性はすべての人のものー 7

性はグラデーション 9

カミングアウトとアウトティング 12

監修 金川めぐみさん(和歌山大学准教授)

協力 NPO 法人チーム紀伊水道

「性」という言葉に、どのようなイメージを抱きますか？

日本には、性を話題にすることを避ける社会通念や文化があるかもしれません。しかし、性というテーマは、誰もが生涯にわたって向き合うものです。

どんな服装が好きなのか。

どんな価値観を持っているのか。

どんな話し方をするのか。

どんな人を好きになるのか。

これらはすべて、性と切り離しては考えられないものです。

つまり、性について考えることは、人間の個性や生き方を考えることにつながっているのです。

そして、自他の性のあり方を尊重することは、すなわち存在自体を尊重することであり、お互いの人権を守ることと深く関係しています。

欧米では、性教育のあり方や性の多様性に対する寛容さなど、日本とはさまざまな違いが見られます。そこからは、妊娠や出産など命について考えることや、自身のアイデンティティ、人生をどう歩むかなどを含めた、性を包括的に捉えようとする精神がうかがえます。

この冊子が、性や性の多様性について考えるきっかけになれば幸いです。



性って何だろう

「セクシュアリティ」とは何か

「セクシュアリティ」は、人間の「性」に関わる自己認識や行動など、さまざまな意味を包括した言葉であり、はっきりと定義づけされてはいません。日本語では広い意味で「性」と訳されています。ここでは次の4つの要素に注目して考えてみましょう。

身体の性 セックス

性染色体や性器など、身体的な特徴からわかる生物学的性

性自認 ジェンダー・ アイデンティティ

自分が自分自身に対して思う性

性的指向 セクシュアル・ オリエンテーション

性愛の対象がどの性に向くか、または向かないか

社会的性 ジェンダー

外見や態度、言葉づかいなど社会に対して表現する性や、社会的に求められる性的役割

「ジェンダー」ってなあに？

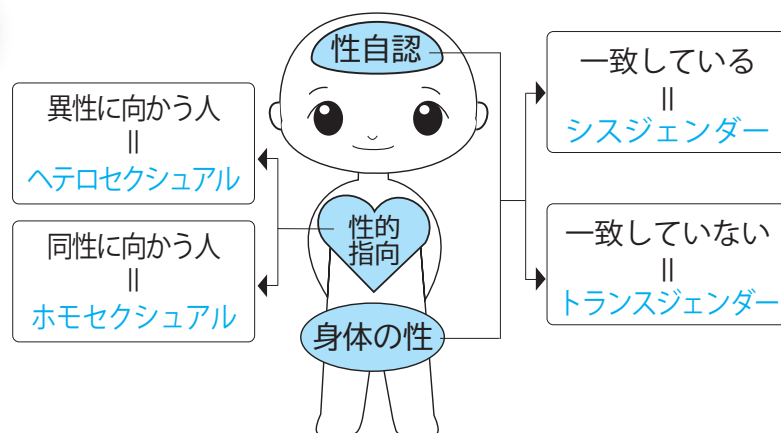
セクシュアリティについて考えるうえで重要な要素の1つに「ジェンダー」という言葉があります。ジェンダーとは、社会や文化によってつくられた「男らしさ」や「女らしさ」のことで、「人格」「外見や言葉づかい」「求められる役割」などに表れています。私たちの性別に対するイメージや考え方には、ジェンダーが強く影響しているといえるでしょう。



性って何だろう

「セクシュアリティ」とは何か

「性」を
イメージ
してみよう



例えば、身体の性が女性で性自認も女性、性的指向が男性に向かう人は、「シスジェンダーでヘテロセクシュアル」というセクシュアリティを持つ女性ということになります。

ただし、この図はさまざまなセクシュアリティの中のほんの一部しか表すことができていません。性のあり方は多様で、さまざまな要素が絡み合う複雑なものなのです。

今の社会では、身体の性と自認の性が一致した異性愛者が多数派とされているのではないのでしょうか。しかし、多数がそうだろうと思われているだけで、全員がそうではありません。身体と自認の性が一致していなかったり、性的指向が同性に向いていたりするなど、多数派ではないセクシュアリティを持つ人を「セクシュアルマイノリティ（性的少数者）」と表すことがあります。

多数派であれ少数派であれ、誰もが平等に扱われ、大切にされる権利があります。多数派だから正しいわけでも、少数派だから差別されていいわけでもありません。



和歌山県での理解度は？

平成30年度に和歌山県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、「LGBTや性同一性障害のある人などの人権」に関し問題がある事柄について「理解や認識が不足している」と答えた人が64.9%にのぼっています。また、「LGBTや性同一性障害のある人などの人権」を守るために必要なこととして「理解を深め、人権を守るための啓発を強化する」と答えた人が50.0%にのぼっています。

性って何だろう

「セクシュアリティ」とは何か

コラム column

聞いたことある？「DSDs(Differences of Sex Development)」

身体の性のさまざまな発達のことをさす包括用語を「DSDs(ディーエスディーズ)」といいます。内外性器の形や大きさ、性染色体の組み合わせなどにより、身体の性の発達に違いが出てきます。例えば、XY染色体を持つ人は一般的に男性だと考えられていますが、これは必ずしも全員に当てはまるわけではありません。XY染色体を持ちながらも、女性の外性器があることで、生まれたときに女性と判断され、女性として生きている人もいます。

このような発達を遂げた人に対して、「男でも女でもない」とか、「男女のどちらかを選べる」などという解釈をしたり、言葉を投げかけたりすることは、当事者を傷つけることとなります。「男か女か」という画一的な判断基準を持つのではなく、「身体の性にもさまざまな発達があり、違いがある」という意識を持つことが大切です。

※医学用語にも DSD という言葉があります。

こちらは、「Disorders of Sex Development(性分化疾患)」の略称です。

Point

発達の違いを
認める

Point

思い込みで
判断しない

性って何だろう

「LGBT」とは

セクシュアルマイノリティについて話すときに必ず出てくる言葉の1つが「LGBT」です。それぞれの意味は次のとおりです。

Lesbian	レズビアン	女性の同性愛者	性的指向を表す
Gay	ゲイ	男性の同性愛者	
Bisexual	バイセクシュアル	男性と女性の両方を好きになる人 両性愛者	
Transgender	トランスジェンダー	身体と性自認が一致せず、 自身の性別に違和感がある人	性自認を表す

LGBTという言葉は、すべてのセクシュアルマイノリティを表しているかのように使われることが多いですが、あくまでもさまざまなセクシュアリティの中のほんの一部です。

混同してはいけないのは、「L」「G」「B」の3つは性的指向を表す言葉であり、「T」は性自認を表す言葉であるということです。

かつて、同性愛や性別違和は精神疾患と見なされ、治療の対象とされていた時代がありました。しかし、性的指向や性自認は治るものでも、治すべきものでもありません。

異性愛者が「なぜ異性を好きになるのか」という質問に答えられないのと同様に、同性愛者が同性を好きになることにも、理由や選択の余地があるわけではないのです。そして、自分の性別をどう感じるかということは、自分自身が決めることです。身体と自認の性が一致していなくても、心の方を治療しなければいけないということではありません。

LGBTなどが病気や障害ではないというのは今や周知の事実です。

ただし、トランスジェンダーの人のなかには、「性同一性障害」という診断名を受け、自身には「障害」があるのだと捉える人もいます。トランスジェンダー自体は障害ではありませんが、自認の性で生きるために診断を受け、疾病名をつけることで、社会にある「障害」を解消しなければならない場合があるのです。

性って何だろう

「LGBT」とは

診断名が必要になるのは、一体どんな場合でしょうか。

性別適合手術^{注1}や、戸籍上の性別変更^{注2}を希望する場合、専門の知見を有する精神科（ジェンダークリニック^{注3}など）で「性同一性障害」の診断を受けることが必要となります。

注1 自認の性に身体の性を近づけるための外科的治療

注2 ただし、いくつかの要件を満たさなければならない。

注3 GID(性同一性障害)学会は、性同一性障害の診療に関わるさまざまな領域での専門的な知見を有する医師を認定医とする制度を実施しています。認定医につきましては、GID学会のホームページで確認できます。

「性同一性」ってなあに？

性同一性とは、生まれたときに割り当てられた性別と、性自認の一致した状態が一貫して続いている感覚のことをさします。

例えば、

「私は生まれたときに女だといわれた。それから今までずっと自分を女だと思っていて、それに対する違和感や社会的困難はない。」

という状態です。

「性同一性障害」という言葉から、「性同一性」がない状態が「障害」であると思われがちですが、そうではありません。

心身の性の不一致自体は「性別違和」といい、それ自体が「障害」ではありません。

身体機能上の制限や不便さ、社会制度や認識によるさまざまな困難が「障害」といえるでしょう。

一方で、性別違和を抱えたままの自分をありのままに受け入れていこうと決めた人のなかには、障害ではなく、個性として認めてもらいたいと考える人もいます。

トランスジェンダーと一言でいっても、いろいろな考え方の人がいるのです。



「性同一性障害」がなくなる？

WHO(世界保健機構)によるICD(国際疾病分類)の最新版「ICD-11」では、「精神疾患」の分類から性同一性障害が外れ、「性の健康に関する状態」という分類の中の「性別不合(仮訳)」という項目になりました。性同一性障害という言葉は、ICDの改訂により、今後使われなくなる予定です。

性別に対する違和感は病気や障害ではなく、状態であるという考え方が広まっていくのではないのでしょうか。

※ICD-11は、2022年1月に発効されました。

日本では、和訳や審議を経たうえで国内適用される予定です。(2022年2月現在)

性って何だろう

「LGBT」とは

コラム column

SOGI(ソジ) / SOGIE(ソジー)ってなあに？ ー性はすべての人のものー

SOGIとはSexual Orientation(性的指向)とGender Identity(性自認)の頭文字を取った言葉です。セクシュアルマイノリティをさす言葉として、「LGBT」が広く認知されつつあります。しかし、セクシュアリティは決して4種類だけではありません。

さらに、性については一部の人だけが取り組むべきテーマでないにも関わらず、LGBTという言葉が当事者と非当事者を分けてしまうおそれもあります。

そこで、身体の性と自認の性が一致している異性愛者も含めた「みんな」が性について考えるべきだという視点を取り入れた、SOGIという言葉が生まれました。

LGBTは「人」を表しますが、SOGIは性的指向や性自認という「属性」を表しているのが大きな違いです。

つまり、LGBTは当事者だけをさし、SOGIはすべての人が持っている概念なのです。

さらに、Sexual Expression(性表現、服装や髪型など外見的に性別を表すもの)のEを加えたSOGIEという言葉も使われるようになってきています。

Point

「みんな」で
考えよう

Point

「LGBT」
だけじゃない



「性」を考えることは「生」を考えること

性のあり方はいろいろ

多くの人は、生物学的にもジェンダーの観点からも、世の中には「男性」と「女性」の2つの性別しかないことを前提に、セクシュアリティのことを考えてしまいがちです。

つまり、すでに存在している「男女」の概念から、当然のように一方の性別を選んだり、好きになったりしているということです。

では、その2つのどちらにも居場所がないと感じる人がいたら？

もちろん、「私は男／女だ」と自認することも、男女のどちらかを好きになることも、セクシュアリティの1つです。しかし、性別が2つしかない考え方が当たり前の世の中で、苦しんでいる人がいるということを忘れてはいけません。

男女の枠にとらわれない性自認である「X ジェンダー」、
どの性別にも性的魅力を感じない「アセクシュアル」、
性別にとらわれることなく相手に性的魅力を感じる「パンセクシュアル」^{注4} など、性自認や性的指向は実に多様です。

セクシュアリティはここに挙げたものだけではありません。しかし、セクシュアリティを正しく理解するために大切なことは、どれだけ多くの言葉を覚えられるかではなく、「性は多様である」ということを知り、その多様性を尊重できる心を育むことです。

注4 男性と女性の両方に性的魅力を感じる人を「バイセクシュアル」といい、相手の性別に関係なく性的魅力を感じる人を「パンセクシュアル」といいます。前者は相手のセクシュアリティを意識しているのに対し、後者は相手のセクシュアリティにとらわれない点が大きく違います。



「性」を考えることは「生」を考えること 性のあり方はいろいろ

コラム column

性はグラデーション

あなたは自身を男女どちらかであると断言できますか？

その理由は何でしょう。身体の性別でしょうか。そう自認しているからでしょうか。

どちらか一方だと思っていたとしても、男らしさや女らしさといわれるものを心の中に両方持ち合わせていませんか？

性的指向についても、立ち止まって考えてみてください。

異性愛者には、同性に惹かれる気持ちがまったくないのでしょうか。

友人と恋人の違いは何でしょう。

性的欲求を伴わなければ、恋愛感情とは呼べないのでしょうか。

性はグラデーションです。

いろいろな色が少しずつ溶け合い、混じり合っている様子を思い浮かべてみてください。

そこにははっきりとした線引きはありません。曖昧さが許され、固定されない自由な世界の中で、自分が望む、自分らしい色を選ぶことができるのです。

Point

性のあり方は
いろいろ

Point

あなたらしく
わたしらしく



「性」を考えることは「生」を考えること

性の多様性を見つめて

ここまで、セクシュアリティに関するたくさんの言葉が出てきました。言葉は、いわばラベルであり、それらはこれからも増え続けるでしょう。

自分に合ったラベルを見つけることで、自身のアイデンティティを確信することができれば、自信や自己肯定感につながるかもしれません。反対に、息苦しさを感じたり、不快になったりするのであれば、無理に既存のラベルを貼る必要はありません。自分が何者かを決めるのは自分自身なのです。

セクシュアリティはどんな自分でいたいのか、どんな人に魅力を感じるかなど、人間としての根幹部分に深く関係していますが、あくまでもその人の一部です。セクシュアリティだけが、その人のすべてであるかのように見てしまうことで、その人自身の人間性や本質を見落とししたり、特別視したりすることになりかねません。

「LGBTの人に会ったことがない」と思うかもしれません。果たして本当にそうなのでしょうか。正確には、「LGBTを表明している人に会ったことがない」だけではないでしょうか。

それはなぜかということを考えてみてください。今の日本社会では、同性の結婚についての意識はどうでしょうか。トランスジェンダーの人が、自認の性で快適に生活できているでしょうか。制度や法律から人々の意識まで、多くの事柄について十分に成熟しているでしょうか。

誰もが自分のセクシュアリティを無理に隠さずに、自分らしく生きられる社会をつくっていかねばなりません。

セクシュアルマイノリティは、一定の割合でいるといわれていますが、正確な数字がどれだけであるかに関わらず、存在しているという事実は変わりません。

数が少ないことは、いないことにはならないのです。



「アライ」ってなあに？

セクシュアルマイノリティの当事者ではないが、活動に理解を示したり、応援したりする人を「アライ (Ally)」といいます。「同盟、提携」を意味する英語の「アライアンス (Alliance)」が由来です。アライは決して特別な存在ではなく、誰でもなることができます。何か具体的な活動をしたり、声を出して宣言したりすることだけがアライの表明ではありません。自分の周りにも、セクシュアリティの悩みを抱える人がいるかもしれないということ、性は多様であるということを中心に留め、性について正しく理解し、多様な価値観を見つめる気持ちを持つことが、アライへの第一歩です。

「性」を考えることは「生」を考えること

性の多様性を見つめて

例えば、適切な言葉を選んで話すことも、アライとしての行動のひとつであるといえます。

この言葉、ちょっと考えてみよう



オカマ

ホモ

レズ



非常に差別的で、傷つく人がいます。
使ってはいけません。

「ホモ」「レズ」という言葉については、
男性の同性愛者を「ゲイ」と表し、
女性の同性愛者を「レズビアン」と表すことが
一般的です。

普通の会話、見直してみよう



彼女／彼氏いるの？



同性のパートナーが
いるかも



恋人いるの？
パートナーいるの？



〇〇くん、△△さん



あなたが思い込んでいる
性自認ではないかも



〇〇さん、△△さん



男らしい／女らしい



その人自身の個性を
表していますか？



〇〇さんらしい

あまりにも日常にありふれた言葉で、気づかないかもしれませんが、何気ない言葉に傷ついている人がいます。

こうした言葉の使い方を取り上げても、「この人は性について理解しようとしているな」「多様な性を受け入れる心を持っているな」というサインになるのです。

また、こうした言葉は、セクシュアルマイノリティの人だけでなく、社会に求められる「男／女らしさ」に苦しんでいる人などにとっても、受け入れやすいのではないのでしょうか。

「性の多様性」は、同時に「生の多様性」です。

多様な性を認めることは、多様な生き方を認めるということです。

そしてそれは、互いの存在や人権を認めることへとつながっていくのです。



「性」を考えることは「生」を考えること

性の多様性を見つめて

コラム column

カミングアウトとアウトイング

「coming-out(カミングアウト)」とは、秘密を打ち明けるという意味です。

この言葉は、セクシュアルマイノリティの人が自身のセクシュアリティを他者に表明するときにも用いられます。

カミングアウトはとてもデリケートな問題であり、リスクがつきものです。

周囲がすすめるものでも、強要するものでもありません。

最も大切なことは、本人の意志を尊重することです。

自発的に打ち明ける「カミングアウト」に対し、打ち明けられた側が本人の了解を得ずに周囲に暴露することを「outing(アウトイング)」といいます。

アウトイングは、個人の尊厳を傷つけ、ときには命さえ奪ってしまうような、深刻な人権侵害といえます。

もしあなたがカミングアウトを受けたなら、それは相手があなたを深く信頼している証拠です。

「大切なことを話してくれた」ということを心に留め、本人の気持ちに寄り添いながら話を聴くことが、大きな支えになります。その人のセクシュアリティを知ったからといって、特別扱いしたり、態度を変えたりする必要はありません。

その人は何も変わっていません。ただ、自分の中にしまっていただけなのです。

カミングアウトを受けたときは、決して本人の了解を得ずに他の人に話してしまわないよう注意を払わなければなりません。

Point

カミングアウトを
強要しない

Point

秘密は守る

Point

本人の気持ちに
寄り添って聴く

性的指向や性別違和など、性に関する悩みは、幼児期から抱えている人が多いといわれています。誰にも言えない悩みを抱えた子供たちが、あなたの周りにもいるかもしれません。

もし、そんな子供たちに接する機会があれば、

「あなたは変じゃないし、性は多様で、みんな違って当たり前」

ということを伝えてあげてください。

自身のアイデンティティを確信できないということは、自分が何者なのかわからず、いつも不安を感じているということです。自分は生きていていいのだろうか、間違っ生まれてきたのだろうか、自問自答しているかもしれません。

そんなときに、自分を認めてくれる人や言葉が、どれほど大きな勇気になるでしょう。

子供たちが安心して、自分らしい姿で生きられる社会は、すべての人にとってもそうであるはずで

そのような社会をつくるためには、まずは大人が性について正しく学び、みんなで話し合える環境をつくっていかねばなりません。

相 談 窓 口

セクシュアルマイノリティに関する相談

- | | | | |
|---|---|------|----------------------------|
| ● 和歌山県男女共同参画センター “りいぶる” | 073-435-5246 | 火～日曜 | 9:00～20:00
(日曜は16:30まで) |
| ● 和歌山県精神保健福祉センター
(性同一性障害に関する相談) | 073-435-5194 | 月～金曜 | 9:00～17:45 |
| ● 教育相談電話 和歌山県教育委員会
(児童・生徒及び保護者からの相談) | 073-422-7000
(和歌山市)
0739-23-1988
(田辺市) | 月～金曜 | 9:00～12:00
13:00～17:00 |

※下記の「人権に関する相談」各窓口でも相談を行っております。
また、内容に応じて、関係機関等と連携し対応します。

※ いずれも、祝日および年末年始は除きます。

人権に関する相談

- | | | | |
|---|--------------|---------------|--------------|
| ● 法務局 常設相談所 全国統一番号 | 0570-003-110 | 月～金曜 | 8:30～17:15 |
| ★ 全国共通の人権相談ダイヤルです。おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。 | | | |
| ★ 発信した地域によっては、その地域を管轄しない法務局・地方法務局で電話を受ける場合があります。 | | | |
| ★ PHS、一部のIP電話等からは利用できない場合がありますので、その場合は、下記の常設相談所へ。 | | | |
| 和歌山地方法務局 人権擁護課 | 073-422-5131 | 和歌山地方法務局 御坊支局 | 0738-22-0335 |
| 和歌山地方法務局 橋本支局 | 0736-32-0206 | 和歌山地方法務局 新宮支局 | 0735-22-2757 |
| 和歌山地方法務局 田辺支局 | 0739-22-0698 | | |
| ● (公財)和歌山県人権啓発センター人権ホットライン | 073-421-7830 | 月～金曜 | 9:00～16:00 |
| ● 和歌山県 人権局 人権政策課 | 073-441-2563 | 月～金曜 | 9:00～17:45 |
| ● 海草振興局 地域振興部 総務県民課 | 073-441-3353 | 月～金曜 | 9:00～17:45 |
| ● 那賀振興局 地域振興部 総務県民課 | 0736-61-0006 | 月～金曜 | 9:00～17:45 |
| ● 伊都振興局 地域振興部 総務県民課 | 0736-33-4900 | 月～金曜 | 9:00～17:45 |
| ● 有田振興局 地域振興部 総務県民課 | 0737-64-1257 | 月～金曜 | 9:00～17:45 |
| ● 日高振興局 地域振興部 総務県民課 | 0738-24-2936 | 月～金曜 | 9:00～17:45 |
| ● 西牟婁振興局 地域振興部 総務県民課 | 0739-26-7909 | 月～金曜 | 9:00～17:45 |
| ● 東牟婁振興局 地域振興部 総務県民課 | 0735-21-9650 | 月～金曜 | 9:00～17:45 |

※ いずれも、祝日および年末年始は除きます。

QRコードリーダーで
ホームページにアクセス



公益財団法人

和歌山県人権啓発センター



〒640-8319 和歌山市手平 2-1-2 和歌山ビッグ愛2F



073-435-5420



mail@w-jinken.jp



073-435-5421



http://w-jinken.jp